

バックナンバーはこちらからご覧頂けます <http://imc-sr.jp/>

さいたま市北区益裁町113 ガーデンビューハウス205 TEL 048-871-9868 FAX 048-871-9869

◆求人票を出してもほとんど応募がない◆

ここ最近、特に中小企業ではこのような声が聞かれるようになりました。

最近、超売り手市場であるため、中小企業の採用は本当に厳しいと感じられている事業主の方も多くいるのではないのでしょうか。

今回は、新卒学生就職活動の実態から、中小企業の求人にかに目に触れてもらう機会を増やすか、その手法の一つ「認定マーク活用」をご紹介します。

■親子就活が主流になりつつある

新卒採用の現場で近年無視できなくなってきたのが“親の存在”とも言われています。子供の就職先選びに親が積極的に関与する「親子就活」が当たり前の時代になってきているようです。本人が就職先を決めても、後に親に反対され“内定辞退”ということも度々あることから大手企業では学生の承諾書サインの他『親のサイン（=オヤカク（親の確認））』をもらってくるようお願いをしているところもあるそうです。親は子どもの将来を考え「有名」「経営安定」している大手企業に就職して欲しいと考えるわけですが、現実には大手=安定・ホワイト企業（社員の健康、労働時間、給料などを重視して働きやすい環境を作ってくれる企業）とは限りませんが、まだまだ大手思考であることに変わりありません。

大手企業に比べると企業規模が小さい中小企業であっても、優良企業は多くあります。みなさんは優良企業の指標の一つとなる認定マークをご存知でしょうか。

◆企業のPRに認定マークを活用◆

企業の様々な取組みや特色ある活動状況に対して様々な認定マークを行政等が発行をしています。これらの認定マークを取得した企業は、自社のWebサイトや名刺などで認定マークを利用することにより、取引先や求職者へ“優良企業であること”のアピールができます。今回は、2つご紹介致します。

●ユースエール

若者の離職率が高いという理由から、企業が若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業と認められれば、キャリアアップ助成金申請時に加算措置が受けられます。

認定基準：労働時間、離職率、有給取得率など

●くるみん

子育てサポート企業であることをPR出来るマーク。

認定基準：次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、目標を達成し一定の基準を満たした企業

これらの認定を受けた企業の閲覧ができるのが厚生労働省「若者雇用促進総合サイト」となります。主に、就職活動中若者、これから就職活動を控えた学生など、優良な中小企業を探す際の目安となっている様です。

お気軽にお問い合わせください

社会保険労務士
川本 真由美

- ・助成金申請代行支援
- ・就業規則作成支援



中小企業の働き方改革

6月末「働き方関連法案」がついに成立しました。残業時間の上限規制や、正社員と非正規の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」、高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「脱時間給制度(高度プロフェッショナル制度)」の導入など、これまでにない大きな改正がなされます。

今後は、関連法案の施行に際して、私たち中小企業が何をいつまでに対応しなければならないのか、そのための注意点は何かを順次採り上げていきたいと思えます。

主要な法案は「残業時間上限規制」「同一労働同一賃金」「脱時間給制度」(概要)

① 残業時間の上限規制

→ 残業時間は年間720時間(1ヶ月平均60時間)、単月で100時間未満、2~6ヶ月平均で80時間以下に抑える。月45時間を延長できるのは、年6回まで。

→ 違反の場合、懲役や罰金

→ 大企業は2019年4月/中小企業は2020年4月

② 同一労働同一賃金

→ 基本給や手当で正社員と非正規の不合理な待遇差を解消

→ 法令施行前に上記を踏まえた訴訟による判決が出て注目されている。

→ 大企業は2019年4月/中小企業は2021年4月

③ 脱時間給(高度プロフェッショナル制度)

→ 年収1075万円以上の一部専門職を労働時間規制から除外

→ 2019年4月

今後の主な関連法案施行スケジュール

~中小企業は一部1~2年遅れでスタート~

施行時期	大企業	中小企業
2018.4	<ul style="list-style-type: none"> ■労働契約法改正 無期転換ルール本格対応 	
2019.4	<ul style="list-style-type: none"> ■労働基準法改正 時間外労働の上限規制(罰則付き) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■労働基準法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の時期指定の義務化 ・脱時間給(高度プロフェッショナル)制度創設 ■労働時間等改善法 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務間インターバル制度義務化 ■労働安全衛生法 <ul style="list-style-type: none"> ・産業医・産業保健機能の強化 	
2020.4	<ul style="list-style-type: none"> ■パートタイム労働法/労働契約法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・同一労働同一賃金導入 	<ul style="list-style-type: none"> ■労働基準法改正 時間外労働の上限規制(罰則付き)
	<ul style="list-style-type: none"> ■労働者派遣法 <ul style="list-style-type: none"> ・同一労働同一賃金導入 ■改正民法(債権法) <ul style="list-style-type: none"> ・労働者名簿、賃金台帳、タイムカード記録保存の見直し(残業代請求時効5年) 	
2021.4		<ul style="list-style-type: none"> ■パートタイム労働法/労働契約法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・同一労働同一賃金導入
2023.4		<ul style="list-style-type: none"> ■労働基準法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・月60時間超の残業割増率50%、中小企業への適用

お気軽にお問い合わせください。

副代表

吉川 ゆみ

- ・人事評価制度
- あしたのチーム給与コンサルタント
- ・人事サポートプログラム



今後のセミナー開催予定

テーマ	日程	場所
採用力・定着率向上/人財育成スピード化/生産性向上をめざす 「人事評価制度」・クラウド型日報「そんごくう」	8/28	ソニック シティ大宮
	9/21	

セミナーの詳細は、ホームページをご覧ください <http://www.imc-sr.jp/>